

# 新大分県消防広域化推進計画



平成31年3月（改元対応後）

大分県



## 計画策定にあたって

昭和23年3月の消防組織法施行以来、現在に至るまで、本県の市町村は、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を果たすため、消防力の充実・強化に注力し、地域に密着した活動を行う消防団等とも連携を図ってきた。

こうした市町村の取組は、全国的ないわゆる昭和、平成の大合併に際しても継続され、更に、平成23年3月の東日本大震災の教訓等を踏まえ、消防本部相互の連携・協力体制が強化され、平成29年7月の九州北部豪雨等、その成果が生かされたところである。

他方、我が国では、今後、人口減少に伴い、2040年頃をピークに高齢者が増加し、医療・介護ニーズも増加する反面、生産年齢人口は減少し、外国人も視野に入れた労働力不足への対応に迫られる等、いわゆる2040年問題が議論されているが、こうした状況は、本県でも同様である。

これに伴い、行財政運営についても、従来の延長線上での検討だけでなく、業務の効率化や簡素化、広域化や連携・協力体制の強化等、新たな発想も求められる状況となりつつあり、これは、市町村の消防事務も例外ではない。

加えて、消防に求められるニーズは、遠くない将来発生するとされる「南海トラフ地震」をはじめ、地震・津波や風水害等、頻発・激甚化が心配される大規模・広域災害への備え、グローバル化に伴う外国人への対応など、今後も、多様化し、高まるものと考えられる。

既に本県では、平成20年3月に「大分県消防広域化推進計画」を策定し、消防の広域化についての基本的な事項を定めているが、策定以来10年を経過し、これまでの経過を振り返りつつ、こうした新たな情勢変化等を踏まえ、見直しを行う時期に来ている。

そこで、今後も10年、20年と継続して市町村の消防力を維持・強化していくため、消防の広域化や連携・協力について検討・協議していく基本的な事項を定める「新大分県消防広域化推進計画」を新たに策定するものである。

本計画の策定は、あくまでも市町村の消防力の維持・強化を図ることを前提に行うものであり、これを消防の広域化や連携・協力についての検討・協議を継続していく出発点とするものである。

# 目 次

<b>I</b>	<b>大分県における消防の現状と将来の見通し</b>	
【1】	消防の現状 .....	1
【2】	消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し .....	5
<b>II</b>	<b>消防の広域化</b>	
【1】	期待される効果及び留意事項 .....	13
【2】	消防の広域化に対する取組方針 .....	16
【3】	消防の連携・協力に対する取組方針 .....	18
<b>III</b>	<b>市町村の防災に係る関係機関との連携確保</b>	
【1】	消防団との連携の確保 .....	19
【2】	市町村防災担当部局との連携の確保 .....	20
<b>IV</b>	<b>消防広域化の推進体制の整備</b>	
【1】	消防広域化推進のための協議機関の設置 .....	21
【2】	消防広域化推進における県の役割 .....	22
<b>V</b>	<b>資料編</b> .....	23

# I 大分県における消防の現状と将来の見通し

## 【1】 消防の現状

### 1 消防本部の変遷及び概況

昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、県内では、同年9月の別府市消防本部を皮切りに、大分市、中津市、臼杵市、津久見市等の各消防本部が発足した。

その後、消防一部事務組合、広域市町村圏事務組合消防本部等の発足により、常備化が積極的に推進され、昭和50年4月に県内全域で15消防本部による常備体制が確立した。

更に、平成17年以降、市町村合併が進み、平成17年度末には県内が18市町村に再編されたことに伴い、消防本部も現行の14消防本部体制となり、現在に至っている（P23 図1「県内の消防本部」参照）。

以下、大分県消防年報（平成30年版）や消防庁の助言により全国統一基準で各消防本部が作成した消防力カード（平成30年度）の数値等を基に概況を整理する。

現況を見ると、平成30年4月1日現在、県内は14消防本部55署所体制であり、消防吏員数は1,624人となっている。

管轄人口が最も多いのは、大分市の47万8千人で、県内の約4割を占め、次いで別府市で10万人を超えている。反対に、最も少ない津久見市の1万7千人をはじめ、管轄人口10万人未満の比較的小規模な消防本部が大半となっている。

他方、管轄面積では、100km<sup>2</sup>未満は津久見市の1消防本部で、100km<sup>2</sup>以上300km<sup>2</sup>未満は、別府市、臼杵市、豊後高田市の3消防本部、残る10消防本部は300km<sup>2</sup>を超え、中でも日田玖珠広域では、1,200km<sup>2</sup>を超えている（P23 表1「管轄人口、面積等」参照）。

### 2 職員（人員及び年齢構成）の状況

県内の消防吏員数は、平成30年4月1日現在、1,624人である。

これを消防本部別に見ると、大分市の490人が最多であり、これに続く別府市、佐伯市、中津市、日田玖珠広域では100人を上回っている。

他方で、豊後高田市では45人、津久見市では37人と、50人を下回っている。

その平均年齢は、平成16年をピークに下がる傾向にあり、平成30年4月現在、35.6歳である。

各消防本部の年齢構成を見ると、34歳以下が過半数となる消防本部が大半であり、50歳以上の職員の割合は小さい（P24 図2「消防吏員の年齢構成」参照）。

### 3 消防施設（消防車両）の状況

消防施設のうち消防車両を見ると、消防ポンプ自動車や救急自動車は、消防本部の規模により台数に差はあるが、ほぼ整備されている。

他方、救助工作車、はしご車等比較的特殊な車両では、比較的小規模な消防本部の保有率が低く、1台も保有していない消防本部もある。

これは、比較的財政規模の小さい市町村では、消防費のうち機械器具購入費も小さくなる傾向にあり、救助工作車、はしご車等、特殊な車両・資機材の導入に困難を伴う場合があるためと考えられる（P 24 表2「ポンプ車・救急車の整備状況」、P 25 表3「救助工作車・はしご車の整備状況」参照）。

### 4 財政（消防費）の状況

市町村の普通会計決算額に占める消防費の割合及び住民1人あたりの消防費は、比較的小規模な消防本部ほど大きくなる傾向にある。

その内訳を見ると、普通建設費を除けば、総じて人件費が8割前後を占め、物件費は1割前後と、特殊車両等の整備にも限界があると考えられる（P 25 表4「消防費の状況」参照）。

## 5 活動の状況

### （1）火災の動向

近年の火災の動向を見ると、平成25年の569件がピークで、火災出動件数は概ね減少傾向であったが、平成29年は499件となっている。

また、放水開始までの時間は、管轄面積が広い消防本部や比較的小規模な消防本部で、長くなる傾向にある（P 26 表5「火災の動向」参照）。

他方で、市街地には、オフィスビルや繁華街、高層マンション等があり、大規模な火災が発生する危険性がある。そこで、建築物や危険物施設の設計から維持管理までを指導し、火災の未然防止を図る予防業務も重要となっている。

### （2）救急の実施状況

救急業務は、県内14消防本部すべて（18消防署）で行っている。

業務に従事する救急隊は、総数60隊で運用され、少なくとも1人が救急救命士である救急救命士運用隊である。県内には1,259人の救急有資格者がいるが、このうち670人（53.2%）が、救急隊員として従事している。

業務の実施状況を見ると、前年に比べ、平成29年中の救急出動件数は1,133件増（2.1%増）の55,310件となり、また、搬送人員は、830人増（1.7%増）の50,487人と、出動件数及び搬送人員ともに過去最高となった。



## 7 消防団（人員及び年齢構成）の状況

平成30年4月1日現在、県内の消防団数は、18消防団424分団、団員数は、14,893人（前年比164人減）、平均年齢は、43.2歳（前年比0.4歳増）と、年々団員数は減少し、反対に、平均年齢は上がる傾向にある。

その年齢構成を見ると、30歳未満は8.8%で、30歳代が28.4%、40歳以上が62.8%と、高齢化が進行している。

団員のサラリーマン化も進むなど、昼間の消防力低下が懸念されていることから、これを補う機能別消防団員や女性消防団員の加入促進を図る等、団員の確保に努めている。

（P29 図7「消防団員の状況」参照）。

## 【2】 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し

本県の消防の現状は、【1】で言及したとおりだが、今後10年、20年と先を見据えると、市町村を取り巻く状況は、更に厳しくなり、他方で新たな住民ニーズへの対応も迫られるなど、消防力の維持・強化を図ることが一層困難かつ重要となることが予想される。

具体的には、一層進展する人口減少・高齢化、頻発・激甚化する大規模・広域災害、グローバル化で増加する外国人、高額な消防指令機器等の更新・整備等への対応が考えられる。

### 1 人口減少社会の到来、高齢化の進展

国の人口推計によれば、人口減少とともに高齢化も進展し、いわゆる団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2040年頃には、高齢化がピークとなり、生産年齢人口は大幅に減少、市町村の財政的な制約が強まる一方、外国人も視野に入れた労働力の確保が課題になるとされている。

しかも、こうした推計は、人口の少ない市町村ほど厳しい傾向にある。

こうした傾向は、本県も例外ではなく、2100年まで人口100万人程度を確保する人口ビジョンを掲げ、県と市町村が一体となって地方創生に取り組んでいるが、楽観視はできない状況にある（P30 表7「今後の人口動態」、図8「全国と大分県の将来人口推計」、P31 表8「人口段階別市町村の動向、図9「人口の将来推計とビジョン」参照）。

他方、I【1】消防の現状で言及したように、平成29年中の救急出動件数及び搬送人員がともに過去最高となるなど、救急需要は年々増加傾向で、高齢化の進展に伴い、総じて今後もこの傾向は続くと予想される。

また、高齢者は、障がい者、乳幼児等とともに、火災など災害発生時の避難等にあたり、より防災上の配慮が必要とされることから、この意味で火災の未然防止を図る予防業務の重要性が高まると考えられる。

### 2 大規模・広域災害への対応

平成23年3月の東日本大震災以降も、平成24年7月と平成29年7月の2度にわたる九州北部豪雨、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨等、大規模・広域災害が頻発し、近年、災害そのものが激甚化している。

本県では、遠くない将来発生するとされる「南海トラフ地震」とこれに伴う津波被害が最も深刻ではと心配されているが、別府湾や周防灘等活断層による地震の発生も懸念されている。

また、風水害や地震・津波に加えて、由布・鶴見・伽藍（がらん）岳、九重山といった活火山への備えも必要で、災害対応が長期化すれば、複数の災害への同時対応も想定しなければならない。

こうした災害への対応にあたり大事なことは、迅速な情報収集と関係機関への情報共有等、大規模・広域災害に備えた体制づくりであり、今後、その重要性がますます高まると考えられる。

こうした中、県内各消防本部で相互応援の仕組みが整えられるなど、消防の連携・協力が進み、平成29年7月の九州北部豪雨や平成30年4月の中津市耶馬溪町での斜面崩壊等で、これが活かされたところである。

更に、消防庁長官の要請又は指示で出動する緊急消防援助隊、九州地方知事会や全国知事会による支援等、都道府県の枠を超えた広域的な被災地支援の取組も進められている。

### 3 グローバル化に伴う外国人への対応

近年、訪日外国人旅行者は、総数3,000万人を超え、年々増加傾向にあり、国は、2020年には総数4,000万人を目標としている。

本県では、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、平成29年外国人延べ宿泊者数は、1,386,930人（前年比67.7%増）と、伸び率全国一であった。

これまで、そのほとんどがアジアからの旅行者だったが、2019年に日本で開催されるアジア初のラグビーワールドカップでは、本県でも準々決勝2試合を含む5試合が予定され、これを機に、今後、欧米や大洋州からの旅行者の増加も期待されている。

また、生産年齢人口の減少に伴い、本県でも、今後、労働力確保のために外国人への依存が高まると予想される。

既に本県には、学生の約半数、3,000人近くを留学生が占める立命館アジア太平洋大学をはじめ多数の留学生が居住し、人口あたりの留学生数は全国で1、2位を争うなど、グローバル化が一定程度進んでいる。

グローバル化は、今後も更に進むと予想されることから、消防についても、119番通報等に際しての外国語通訳サービスなど、外国人への対応がますます重要になると考えられる。

### 4 消防指令機器等の更新・整備

消防指令機器や消防車両等の消防施設については、今後、市町村の財政的な制約が一層強まることが予想される中、いかに更新・整備費用を確保していくかが最大の課題である。

特に、通信指令システムについては、1【1】消防の現状で言及したように、総務省から平成28年5月31日までとされた消防救急無線のデジタル化への対応を各消防本部が単独で行ったことから、その整備時期には開きがあるが、整備費は総額で約40億円となっている。

また、各消防本部で提供するサービスには、バラツキがあり、例えば、外国語通訳サービスに対応していない消防本部は多い。

しかも、機器の耐用年数が概ね10年程度とされ、平成22年度に整備した佐伯市をはじめ、更新時期が迫る消防本部も多い。

22年度 … 佐伯市	23年度 … 豊後大野市、杵築速見
25年度 … 竹田市、宇佐市	26年度 … 大分市、別府市、中津市
27年度 … 津久見市、豊後高田市、由布市、国東市、日田玖珠広域	
28年度 … 臼杵市	

次回も各消防本部単独で機器を整備することになれば、国による地方債への特別の配慮等は期待薄なことから、その財政負担は、特に大きなものとなる。

機器の更新には通常数年を要することから、その検討に残された時間も少なく、システム共同運用による経費の削減と高度なサービスの提供の両立は、喫緊の検討課題となっている。

消防車両等についても、比較的小規模な消防本部で、救助工作車、はしご車等特殊な車両・資機材の導入が困難な傾向にあり、近隣の消防本部間での連携・協力等も検討課題となっている。

## 5 市町村の消防の広域化に関する国の考え方

本県の消防は、こうした環境変化にも対応していく必要があるが、こうした対応にあたり、国は、住民の生命、身体及び財産を守る消防を市町村の責務としつつ、比較的小規模な消防本部の体制強化を図る必要があるとしている。

そこで、平成6年以降、通知により、市町村の消防の広域化を消防力の確保・充実のための極めて有効な手段として推進してきた。

更に、平成18年には、消防組織法を改正して市町村の消防の広域化を法律上に位置付け、その基本的な事項を「市町村の消防の広域化に関する基本指針」として定めた。

この基本指針を平成25年に改正する一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域には、平成29年に、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を示し、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することが必要とした。

こうした消防組織法改正以降2期10年以上にわたる推進に伴い、52地域で消防の広域化が実現し、平成30年4月1日現在で全国の消防本部数が728となるなど、一定の成果を上げたとしている。

他方で、管轄人口10万人未満の比較的小規模な消防本部の割合が依然として約6割あり、今後の人口減少社会の本格化や高齢化の進展等を考慮すると、消防の広域化の推進により、比較的小規模な消防本部の体制を強化することが重要としている。

そこで、平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正、自主的な市町村の消防の広域化の推進期限を令和6年4月1日までに再度延長し、併せて、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」も改正している。

### (1) 消防組織法の定め

市町村の消防の広域化について、消防組織法の第4章には次のとおり定められている。

#### ①市町村の消防の広域化の理念及び定義（第31条）

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るもの

- 定義 2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く）を共同して処理すること  
又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

②消防庁長官の定める基本指針（第32条）

- 消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める
  - ・自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
  - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

等

③都道府県の定める推進計画（第33条）

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象に、推進計画を定めるよう努める
  - ・広域化対象市町村の組合せ
  - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
  - ・防災に係る関係機関相互間の連携の確保

等

- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴く
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し必要な調整・助言等を行う

④広域化対象市町村の定める広域消防運営計画（第34条）

- 広域化対象市町村は、その協議により広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成
  - ・消防本部の位置及び名称
  - ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

等

- 広域消防運営計画作成のため地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける

⑤国の援助及び地方債の特例（第35条）

- 国は、都道府県及び市町村に対して情報の提供その他の必要な援助を行う
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合には、地方債について特別の配慮を行う

なお、消防組織法には、市町村の消防の連携・協力について定められてはいないが、これらに準ずる形で「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」に言及がある。

これらによると、例えば、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備など、都道府県が推進する必要があると認める場合に、自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めることとしている。

連携・協力対象市町村は、その協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を定めることとし、連携・協力実施計画を達成するために行う事業には、地方債について特別の配慮を行うこととしている。

## （２）消防の広域化の前提及び留意事項

平成30年4月に改正された消防庁長官が定める基本指針等に基づく消防の広域化の推進には、次のような前提がある。

- ① 消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない
- ② 消防の広域化は、消防署所や消防職員の削減を図ることを目的として実施するものでない
- ③ 消防団は広域化の対象ではない

更に、次のような留意事項も消防庁長官から示されている。

- ① 人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等を踏まえ、今後のあるべき姿を検討し、比較的小規模な消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題である
- ② 国による財政措置は、広域化関連事業については、都道府県知事が指定する消防広域化重点地域に重点化するとともに、連携・協力関連事業についても、都道府県知事が定める連携・協力対象市町村が行う場合に特別の配慮を行う
- ③ 都道府県全域を単位とした区域（以下「全県1区」という。）での広域化が理想的な消防本部のあり方の1つとしつつ、管轄人口概ね30万人以上を1つの目標としながら、地域の実情を十分に考慮する必要がある
- ④ 消防吏員数50人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）等については、可能な限り広域化対象市町村として、消防広域化重点地域に指定することが望ましい
- ⑤ 消防の連携・協力の中でも、高機能消防指令センターの共同運用が特に効果が大きいこと等を十分に認識し、原則、全県1区での共同運用について検討する必要がある

## （３）消防の広域化のスケジュール

国が、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」で想定しているスケジュールは、次のとおりである。

### 平成30年度中 都道府県による「消防広域化推進計画」の再策定

- ・各消防本部で、消防力の現状と分析を見える化する「消防力カード」を作成
- ・協議機関の設置等、関係者のコンセンサス形成
- ・市町村の意見の聴取
- ・知事による市町村相互間の調整及び情報提供等

- ・必要に応じて知事による消防広域化重点地域の指定
- ・同じく知事による連携・協力対象市町村の定め等

### 平成31年度～ 対象市町村による計画の作成

#### ○消防の広域化では、「広域消防運営計画」を作成

- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ・消防本部の位置及び名称
- ・市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保等

#### ○消防の連携・協力では、「連携・協力実施計画」を作成

- ・連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- ・連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- ・連携・協力を行う消防事務と、それ以外の消防事務との連携の確保等

### ～令和6年4月1日（推進計画策定後5年間）

#### ○消防の広域化、消防の連携・協力の実現

## 6 旧計画策定後の動向

消防の広域化を推進するにあたり、本県としては、消防庁長官の定める基本指針を踏まえ、既に平成20年3月に「大分県消防広域化推進計画」（以下「旧計画」という。）を策定している。従って、今回再策定する「新大分県消防広域化推進計画」（以下「新計画」という。）は、旧計画に替わり新たに策定する計画となる。

旧計画では、消防広域化の圏域設定について、「全域を管轄する1消防本部とすることが望ましい。」としつつ、大分市については「とりあえず組み入れない。」こととし、「将来のできる限り早い時期に、県内全域を管轄とする1消防本部体制を実現すべき。」としていた。

### （1）旧計画策定後の経過

#### 平成20年3月 旧計画の策定

- ・県内全域を管轄する1消防本部とすることが望ましい
- ・都市消防機能の充実に向けた計画的整備を進めているさ中の大分市はとりあえず組み入れない
- ・将来のできる限り早い時期に、県内全域を管轄とする1消防本部体制を実現すべき

**平成 22 年度 県内各地で消防広域化について意見交換**  
しかしながら、その後の具体の動きにはつながらず

- ・ブロック単位の自主的な広域化をステップとする取組も模索したが、その後も結果として具体の動きとはならなかった

**平成 23 年 3 月 東日本大震災の発生**

- ・大規模災害への対応として、県内各消防本部間の相互応援体制の整備が優先課題に

**平成 24 年 3 月 大分県常備消防相互応援協定の締結**

- ・県内すべてとなる 14 消防本部が協定を締結

**平成 25 年 3 月 大分県常備消防相互応援実施要領の策定**

- ・これにより協定の運用を具体化
- ・県内を 3 ブロックに区分
  - 北 部 … 別府市、中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市、杵築速見
  - 西 部 … 竹田市、豊後大野市、由布市、日田玖珠広域
  - 中南部 … 大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

**※ 以降、定期的な訓練等の運用で、県内消防本部相互の連携は強化**  
九州北部豪雨 (平成 29 年 7 月)  
中津市耶馬溪町での斜面崩壊 (平成 30 年 4 月) 等で機能  
**こうした成果もあり、ブロック化等具体の広域化の動きは休止**

## (2) 振り返り

このような旧計画策定後の経過を振り返ると、相互応援協定の締結・運用等、消防の連携・協力では、一定の成果が得られたが、そこからさらに消防の広域化につながる具体の動きは見られなかった。  
これには、次のような理由が考えられる。

- ① 合併を経験した直後の市町村にとっての重要事は周辺部対策等であり、更なる広域化の検討には至らなかった**
  - ・いわゆる平成の大合併が平成 17 年から 18 年にかけて行われ、当時はまだ周辺部対策が重要な関心事だった
  - ・周辺部対策等に加え、広域化に伴う新たな業務・財政負担を懸念していた
  - ・旧計画では、大分市はとりあえず組み入れないとしているが、他の市町村も更なる広域化を検討する機運になかった
- ② 人口減少、高齢化の進展に対する危機意識が現在ほどは切迫していなかった**
  - ・国が地方の人口減少に歯止めをかける「地方創生」を提唱したのは、第 2 次安倍内閣の平成 26 年 9 月以降

- 平成 27 年 1 月 大分県まち・ひと・しごと創生本部設置
- 同 10 月 大分県人口ビジョン及び大分県総合戦略策定
- ・現在議論されている 2040 年問題等、今後、人口規模の小さい市町村で急速な人口減少が懸念されている

**③ 消防本部相互の連携・協力が一定程度進み、実際に機能発揮した**

- ・東日本大震災の発生を機に、県内各消防本部で相互応援の仕組みが強化された
    - 平成 24 年 3 月 大分県常備消防相互応援協定の締結
    - 平成 25 年 3 月 大分県常備消防相互応援実施要領の策定
  - ・定期的な訓練等、具体の運用により、消防本部相互の連携・協力が更に強化された
  - ・その後の災害で、こうした取組が機能し、成果が得られた
    - 平成 29 年 7 月 九州北部豪雨
    - 平成 30 年 4 月 中津市耶馬溪町での斜面崩壊
- 等

**④ 「県 1 消防本部」は、当時の国の考え方よりも規模が大きかった**

- ・国が「県 1 消防本部」を理想的なあり方の 1 つとしたのは、平成 30 年 4 月に改正した基本指針が初めて
- ・当時の国の考え方では、管轄人口 30 万人以上というのが 1 つの目標で、大分市は、単独でもこの目標を満たしていた
- ・「県 1 消防本部」を理想とした県は他にも複数あったが、実現した事例は、現在に至るまで存在せず

ちなみに、旧計画策定後の 10 年間、県内各消防本部では、管轄人口の減少（大分市を除く。）、高齢化に直面しながらも、I【1】消防の現状で言及したように、住民の生命、身体及び財産を守る消防力を維持・強化するため、職員や施設等の整備・充実に注力してきている。

## II 消防の広域化

### 【1】 期待される効果及び留意事項

既に言及したとおり、人口減少等、市町村をめぐる状況が厳しさを増す一方で、大規模・広域災害への対応等、新たな住民ニーズへの対応も迫られるなど、消防力の維持・強化が一層困難かつ重要となる中、本県で消防の広域化や連携・協力を検討・協議する必要性も高まっている。

消防の広域化についての検討・協議にあたっては、消防の広域化で期待される効果を検証する必要があるが、他県の広域化事例によれば、大別すると、①住民サービスの向上、②人員配備の効率化と充実、③消防体制の基盤の強化、が進んだとされている。

また、こうした事例では、懸念された一部地域での消防力の低下や消防本部と市町村との関係の希薄化は認められなかったとされている。

もとより、住民の生命、身体及び財産を守る消防は、市町村の責務であり、住民にとっては、より身近な組織がこれを担うことが望ましい。

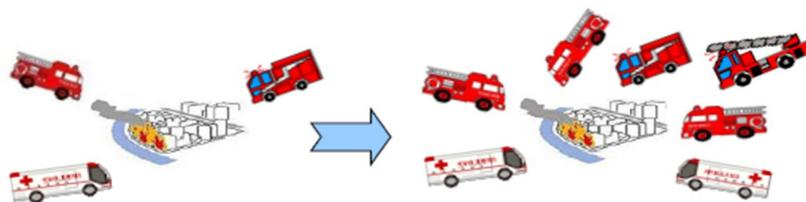
消防の広域化は、あくまでも、現状のままでは消防力の低下が懸念される場合に限り推進されるものであり、消防力の維持・強化となるよう当事者が取り組んだことで、こうした懸念が現実のものとならなかったと考えられる。

なお、指令業務の共同運用等、消防の連携・協力については、消防の広域化と比べると、その期待される効果は、主に連携・協力を行う業務に限定される傾向にある。

#### (1) 住民サービスの向上

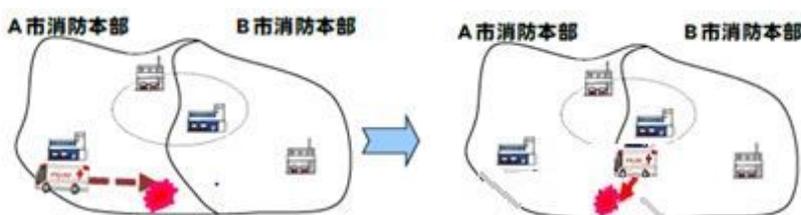
##### ○初動の消防力、増援体制の充実

火災や大規模・広域災害の発生時に、消防車両等の初動台数が充実し、統一的な指揮の下、応援体制も強化され、特殊災害への対処も可能となったとされている。



##### ○現場到着時間の短縮

指令業務の共同運用で、直近の車両の現場直行がより容易になったとされ、署所の配置についても検討可能となったとされている。



なお、本県では、既に、消防本部相互の連携・協力により、直近の車両が現場に直行する取組が運用されている事例もあるが、こうした運用がより容易になることも考えられる。

## (2) 人員配備の効率化と充実

### ○現場要員の増強

本部機能の統合や指令業務の共同運用による効率化で、隊員の現場への手厚い配置や高度な消防隊の配備も可能となるなど、消防力が強化されたとされている。



なお、本県での検討・協議では、比較的小規模な消防本部で、指令業務等に専任の人員がない場合もあることに留意する必要がある。

### ○予防業務・救急業務の高度化・専門化

予防業務の充実により火災の未然防止が強化され、手厚い救助体制により大規模・広域災害や事故への対応力が向上するなど、業務の専門性や災害対応力が強化されたとされている。

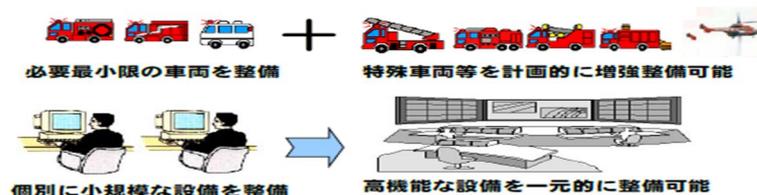
また、体制の増強により、非番出動も減少するなど、働き方改革にもつながったとされている。



## (3) 消防体制の基盤の強化

### ○高度な消防施設、設備等の整備

高機能消防指令センターや特殊車両等車両や資機材の共同整備で、効率的な運用や整備水準の向上が可能となったとされている。



## ○人員の確保及び研修の充実等人材育成による組織の活性化

組織が大きくなることで兼務も解消され、人員も確保しやすくなることから、年齢構成の偏りも平準化されやすくなったとされている。

また、集合研修の充実等、職員の専門性を高めながら総合能力を向上させることが容易となり、人材育成による組織の活性化が図られたとされている。

以上が、他県の事例に照らし、消防の広域化により期待される効果であるが、こうした効果を十分に発揮させるには、その推進に伴い、住民及び関係者が抱きやすい次のような懸念が現実のものとならないよう、当事者が緊密に連絡調整し、十分な検討・協議を行うとともに、住民及び関係者への情報提供、普及啓発等も積極的に行う必要があると考えられる。

- ・現状より広域化しても効果があるか
- ・比較的小規模な消防本部では、比較的大規模な消防本部との広域化により、現在の管轄が周辺地域となって消防力が低下したり、財政負担が過大となったりしないか
- ・比較的大規模な消防本部では、広域化前の他の消防本部の管轄に、かえって消防力が流出しないか
- ・広域化することで市町村防災部局や消防団など地域とのつながりが薄れたり、市町村長の意向が反映されにくくなったりしないか

等

また、こうした懸念が解消されるよう消防の広域化をめぐる検討・協議を進める過程で、次のような多岐にわたる項目で具体的な合意を形成し、住民及び議会、関係者等への説明と理解を得る努力も必要となる。

- ①その方式及びスケジュール
- ②広域化後の組織
- ③職員の処遇等人事上の取り扱い
- ④施設の整備
- ⑤経費負担等
- ⑥消防団との連携確保
- ⑦市町村の防災・国民保護担当部局との連携確保

等

こうした連絡調整には、相当の時間を要すると予想され、当事者の長期にわたる粘り強い取組を求められることが最大の課題ともいえるが、ここで大事なことは、将来にわたりいかに消防力の維持・強化を持続していくか、という市町村の責務を強く意識することであり、その一環として広域化の必要性についても検討・協議していくことと考えられる。

なお、消防の連携・協力をめぐる検討・協議では、広域化の場合と異なり、指令業務の共同運用等、連携・協力を行う事務とその他の事務を明確に区分し、事務相互の連携を十分に確保する必要がある。

## 【2】 消防の広域化に対する取組方針

本県の消防の広域化に対する取組方針は、次のとおりである。

消防の広域化の推進は、あくまでも消防力の維持・強化を前提とするものであり、国が全県1区を理想的な消防本部のあり方の1つとしていることを踏まえ、段階を踏んだ取組も含め、実現可能性のある組合せについて、県内14消防本部で検討・協議していくものとする。

また、その推進にあたり、これまで運用されてきた県内常備消防相互応援の取組や県の境界を越えた相互応援の取組等にも配慮する。

なお、消防広域化重点地域への指定は、必要に応じて計画の変更により対応する。

ただし、当面は、機器の更新が間近に迫っている消防指令業務の共同運用実施に向けた検討を優先するものとする。

こうした取組方針を定めるにあたり、次のような事項を考慮している。

- ・ 消防の広域化をめぐる検討・協議は、県内全域で行う
- ・ 広域化の組合せについては、大分市や別府市を含まない場合、人口規模が小さくなり、スケールメリットも小さくなる傾向にある
- ・ 国が全県1区を理想的なあり方の1つとしていることも考慮する
- ・ 広域化を目指す期限については、現時点で、早急に広域化を目指す動きにはないことから、明示しない
- ・ これまで各消防本部が取り組んできた管轄を越えた相互応援等にも配慮する
- ・ 国の財政措置も期待できる消防広域化重点地域の指定については、当初は行わず、広域化の必要性が高まった場合には、計画の変更により対応する
- ・ 当面は、消防の連携・協力、中でも、消防指令業務の共同運用実施に向けた検討・協議を消防の広域化をめぐる検討・協議よりも優先させる

(参考) 常備消防相互応援ブロック等

《大分県消防の状況》

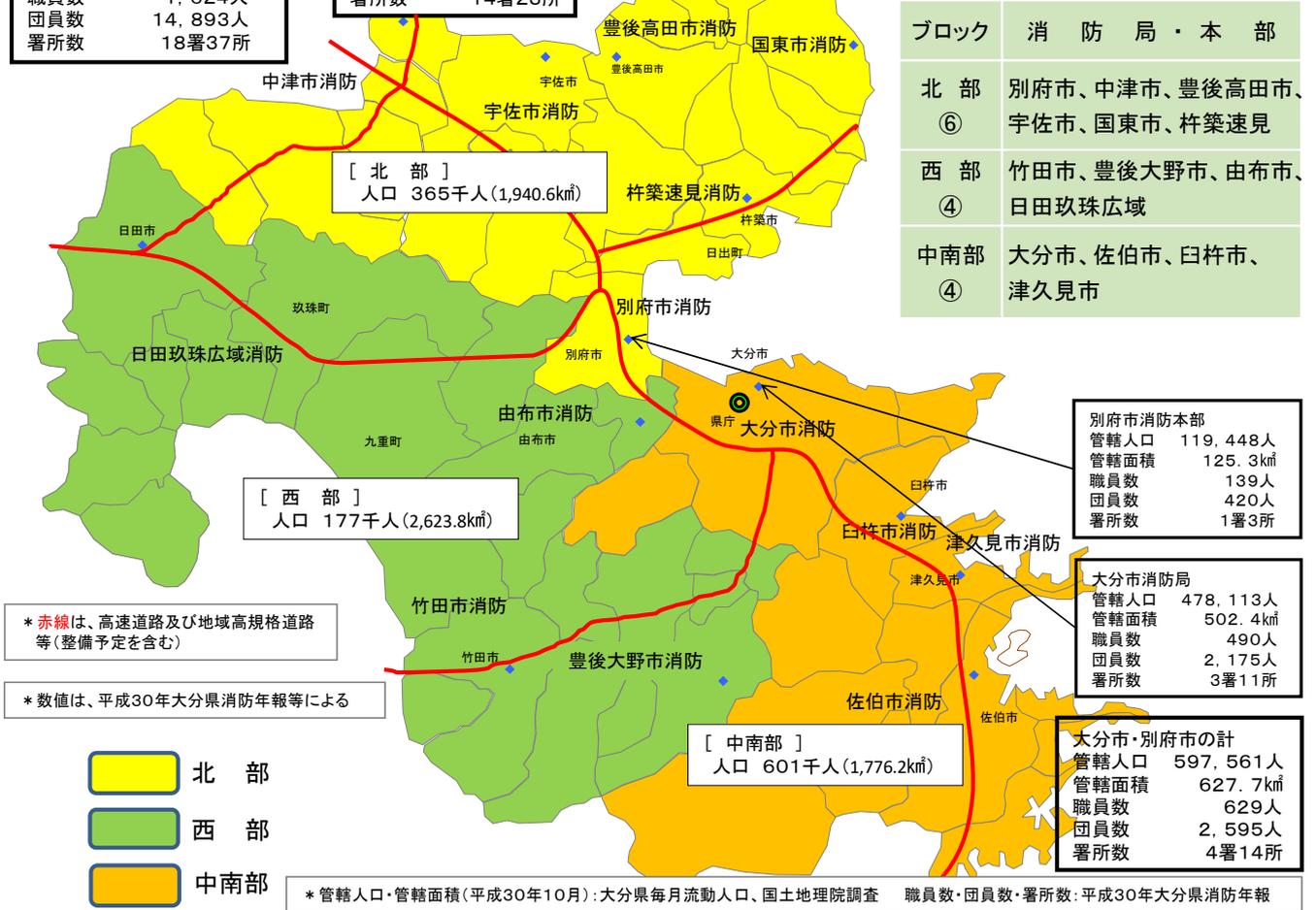
県計	
管轄人口	1,142,943人
管轄面積	6,340.7km <sup>2</sup>
職員数	1,624人
団員数	14,893人
署所数	18署37所

うち大分市・別府市以外	
管轄人口	545,382人
管轄面積	5,713.0km <sup>2</sup>
職員数	995人
団員数	12,298人
署所数	14署23所



【常備消防相互応援ブロック】

ブロック	消防局・本部
北部 ⑥	別府市、中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市、杵築速見
西部 ④	竹田市、豊後大野市、由布市、日田玖珠広域
中南部 ④	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市



(備考)

本県の人口を見ると、その約4割が大分市となっている。これに別府市の人口を加えると、約60万人となり、約5割を占めることになる。

これに対し、県内の常備消防相互応援ブロックは3つに区分されるが、大分市も別府市も含まれない西部は、管轄面積が最大となるにもかかわらず、管轄人口では最少の20万人未満である。

このように県内を3ブロック以上に区分すると、大分市も別府市も含まれないブロックでは、地域の実情を踏まえながらも、国が1つの目標としている管轄人口概ね30万人以上を満たすことが困難となり、広域化のスケールメリットも小さくなりやすい。

ちなみに、本県の医療圏を見ると、2次医療圏は次のとおり6つに区分されている(P28 図5「救急医療圏及び救急医療連携体制」、図6「救急医療体制」参照)。

東部(別府市を含む)、中部(大分市を含む)、南部、豊肥、西部、北部

### 【3】 消防の連携・協力に対する取組方針

本県の消防の連携・協力に対する取組方針は、次のとおりである。

消防の連携・協力については、まずは、消防指令業務の共同運用につき、県内14消防本部で、全県1区を基本としつつ、地域の実情を踏まえ、令和6年4月1日までの実施を目指し、検討・協議する。

併せて、消防用車両等の整備、人材の育成、相互応援体制の強化等、その他の連携・協力についても、必要に応じて検討・協議する。

この観点から、県内全市町村を連携・協力対象市町村と定める。

こうした取組方針を定めるにあたり、次のような事項を考慮している。

- ・消防指令業務では、現行機器の整備時期の開きにも留意する必要があるが、機器更新にあたり連携・協力すれば、スケールメリットによる総費用の削減と高度なサービスの提供の両立が期待できる
- ・「南海トラフ地震」をはじめ大規模・広域災害では、消防指令業務の共同運用により、個々の消防本部単独の場合に比べ、対応能力が高まる
- ・通信指令システムの共同化により、グローバル化に対応した外国語通訳サービス等、多様な消防サービスを統一的に提供できる
- ・消防庁長官の助言としての「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の中で、消防の広域化の推進期限も踏まえ、消防の連携・協力の推進期限とされている令和6年4月1日までに機器を共同更新すれば、国の財政措置もあり、更に大幅な負担軽減が期待できる
- ・比較的小規模な消防本部では、消防指令業務に従事する職員の兼務負担が軽減されても、現場再配置につながらない可能性もあるが、県内で消防指令業務に従事する専任職員総員の削減が見込まれ、要員の現場配置等を手厚くできる可能性がある
- ・スケールメリットは、全県1区の組合せが最大になる
- ・消防指令業務の共同運用について、国が原則全県1区としていることも考慮する
- ・地域の実情を踏まえた検討・協議の結果、全県1区ではなくなる可能性も考慮する
- ・その他の連携・協力についても、検討・協議の可能性を考慮する
- ・連携・協力対象市町村を定めるにあたり、どの市町村も取り組めるよう考慮する

## Ⅲ 市町村の防災に係る関係機関との連携確保

### 【1】 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象ではなく、従来どおり、「消防力の整備指針」第35条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、1市町村に1団を置くものとされている。

そこで、広域化後の消防本部にあっても、消防団との緊密な連携の確保を図ることが必要であり、これは、消防の連携・協力についても同様である。

具体的には、次のような方策も参考に、地域の実情に応じた取組で、連携の確保を図ることとする。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団と常備消防との一元的な連絡調整手段の確保
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携を確保するための消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

## 【2】 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要とされている。

そこで、広域化後の消防本部にあっても、構成市町村等の防災や国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図ることが必要であり、これは、消防の連携・協力についても同様である。

具体的には、次のような方策も参考に、地域の実情に応じた取組で、連携の確保を図ることとする。

- ・ 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携を確保するための定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

## IV 消防広域化の推進体制の整備

### 【1】 消防広域化推進のための協議機関の設置

消防の広域化を推進するにあたり、広域化対象市町村は、消防組織法第34条に定める「広域消防運営計画」を作成する必要がある。

また、消防の連携・協力を推進するにあたっては、消防組織法に定めはないが、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」に言及がある。

これらによると、連携・協力対象市町村も、「連携・協力実施計画」を作成する必要がある。

そこで、いずれの計画の作成にも、その内容につき検討・協議を行う組織（以下「協議会」という。）の設置が必要となる。

協議会では、消防の広域化を推進するにあたっての具体的事項につき詳細な検討・協議を行うとともに、住民や関係者に対する情報提供及び普及啓発等も必要となると考えられる。

これは、消防の連携・協力を推進するにあたっても同様である。

こうした協議会の設置にあたっては、検討事項として、大別すると次の2点について、対象市町村で検討・協議を行い、合意を形成していく必要がある。

#### ① 協議会の組織・構成・事務局等の決定

- ・ 地方自治法の規定に基づく法定協議会とするか、任意の協議会とするか
- ・ 構成員を誰にするか
- ・ 幹事会、専門部会、分科会等を設置するか
- ・ 事務局をどこに置くか
- ・ 規約・設置要綱等の作成
- ・ 開催スケジュールの作成

等

#### ② 協議会での検討・協議事項等の決定

- ・ 広域化又は連携・協力実現後の組織及び運営方式  
一部事務組合又は広域連合、事務委託等
- ・ 実現までのスケジュール
- ・ 職員の処遇等
- ・ 必要な施設整備及び経費負担等
- ・ 消防団との連携確保策
- ・ 市町村防災担当部局との連携確保策

等

こうした合意形成には、協議会の設置前からの関係市町村相互の連絡調整が必要である。

## 【2】 消防広域化推進における県の役割

「新大分県消防広域化推進計画」に基づく消防の広域化及び消防の連携・協力を推進するにあたり、県として、次のような取組を行う。

### 1 「連絡調整会議」の開催及び「協議会」の運営支援

「協議会」を設置するにあたり、その速やかな設置とその後の円滑な運営を促進するため、その構成人員や検討・協議内容等の調整を行う「連絡調整会議」を開催する。

### 2 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

ホームページの開設、県職員出前講演や研修会の開催等、機会に応じて広く県民及び関係者への情報提供や普及啓発等を行う。

### 3 市町村への支援、調整等

設立後の「協議会」に参画するなど、積極的な情報提供や助言等を行うとともに、必要に応じて市町村相互間の調整を行う。

また、国に対し引き続き財政措置の充実等を要請するとともに、個々の消防本部の管轄を越えて広く効果が及ぶ取組について、県独自で、必要な財政その他の支援を行う。

## V 資料編

図1 県内の消防本部

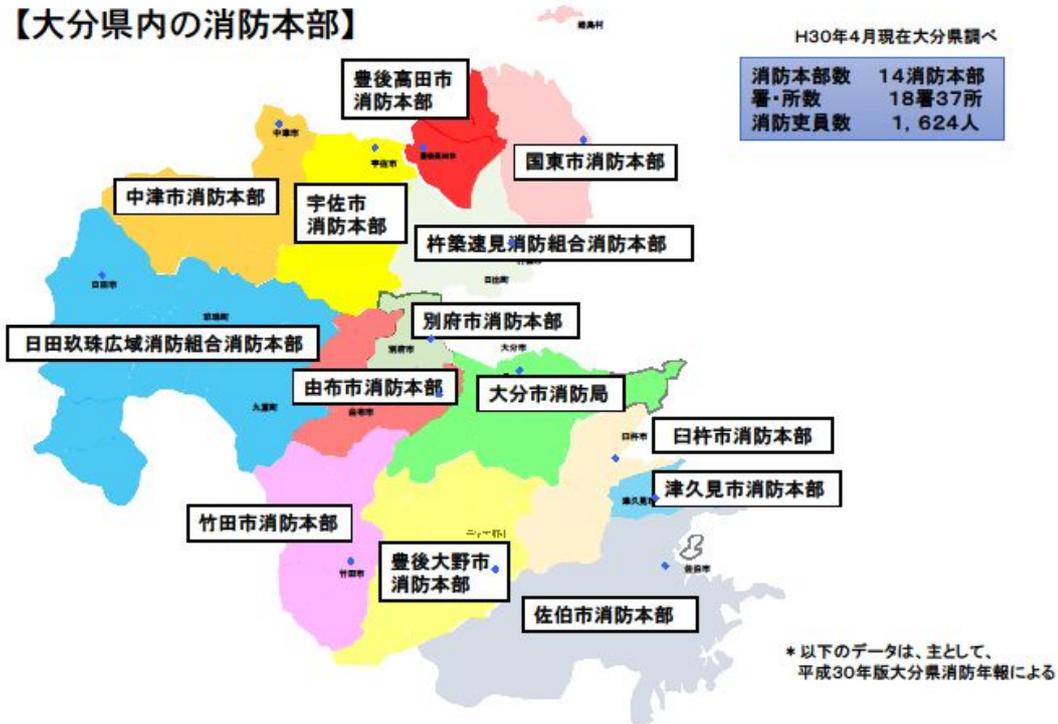


表1 管轄人口、面積等

### 管轄人口、面積等

A=人口10万人以上、B=人口10万人未満（小規模消防本部）

・職員一人当たりの面積の県平均は3.90Km<sup>2</sup>であり、日田玖珠の10.37Km<sup>2</sup>をはじめ、9消防本部が県平均を上回っている。

区分	消防本部名	管轄人口(人) 毎月流動人口調査 H30.10.1	職員人数 (人)H30.4.1	管轄面積(Km <sup>2</sup> ) 国土地理院 H30.10.1	人口密度 (人/Km <sup>2</sup> )	職員一人当 たり面積 (Km <sup>2</sup> )
A	大分市消防局	478,113	490	502.4	951.7	1.03
	別府市消防本部	119,448	139	125.3	953.3	0.90
B	日田玖珠広域消防組合消防本部	87,670	118	1,223.9	71.6	10.37
	中津市消防本部	83,024	120	491.5	168.9	4.10
	佐伯市消防本部	69,022	125	903.1	76.4	7.22
	杵築遠見消防組合消防本部	57,054	99	353.4	161.4	3.57
	宇佐消防本部	54,524	90	439.1	124.2	4.88
	臼杵市消防本部	37,124	63	291.2	127.5	4.62
	豊後大野市消防本部	34,620	85	603.1	57.4	7.10
	由布市消防本部	33,394	70	319.3	104.6	4.56
	国東市消防本部	28,912	87	325.1	88.9	3.74
	豊後高田市消防本部	22,307	45	206.2	108.2	4.58
	竹田市消防本部	20,959	56	477.5	43.9	8.53
	津久見市消防本部	16,772	37	79.5	211.0	2.15
	県計	1,142,943	1,624	6,340.7	180.3	3.90

図 2 消防吏員の年齢構成

・消防吏員の平均年齢は平成16年をピークに下がり、平成30年4月現在、35.6歳となっている。年齢構成をみると、34歳以下の職員が全体の5割を超える消防本部が大半であり、50歳以上の職員の割合は小さい。

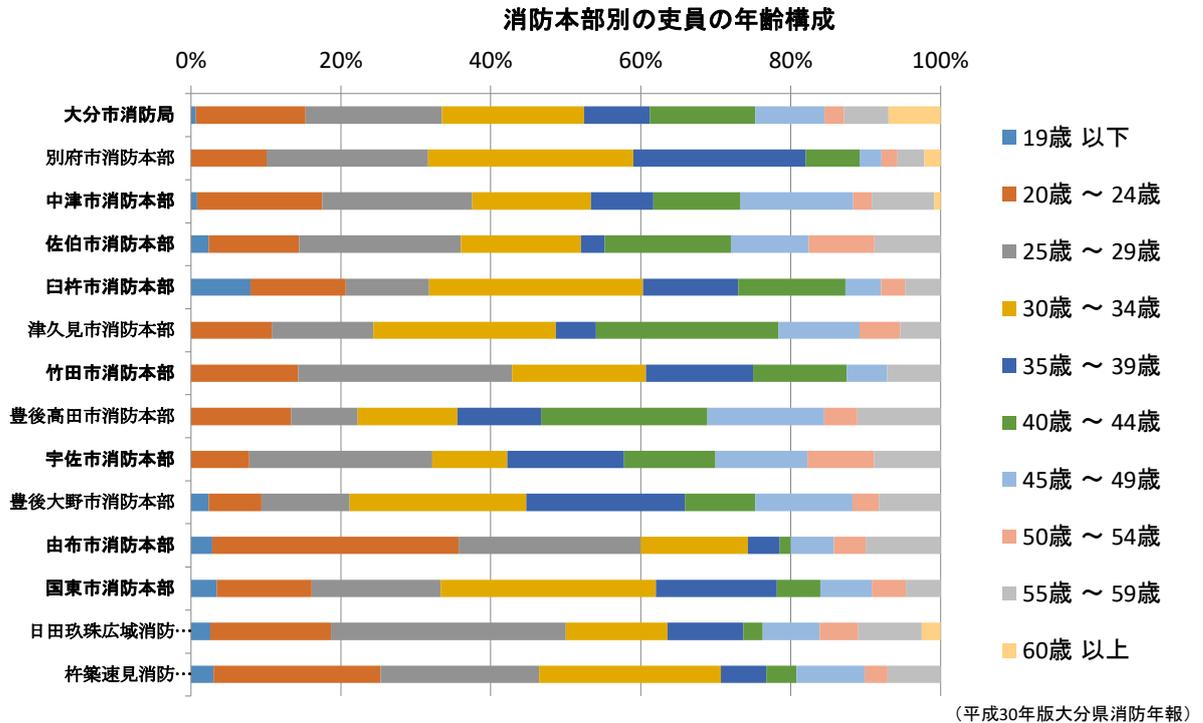


表 2 ポンプ車・救急車の整備状況

消防施設に係るポンプ車・救急車の事項				
消防ポンプ自動車や救急自動車は、消防本部の規模により台数に差があるが、整備指針算定数・整備率でみると、消防本部の規模にかかわらずほぼ整備されている。				
本 部 名	消防ポンプ自動車		救急自動車	
	整備数	充足率	整備数	充足率
大分市消防局	18	81.8%	12	100%
別府市消防本部	8	100%	4	66.7%
日田玖珠広域消防組合消防本部	7	87.5%	8	100%
中津市消防本部	5	100%	4	100%
佐伯市消防本部	7	100%	6	100%
杵築速見消防組合消防本部	3	100%	3	100%
宇佐市消防本部	4	100%	3	100%
臼杵市消防本部	3	100%	3	100%
豊後大野消防本部	5	100%	4	100%
由布市消防本部	3	100%	3	100%
国東市消防本部	7	100%	4	100%
豊後高田市消防本部	3	100%	2	100%
竹田市消防本部	4	100%	3	100%
津久見市消防本部	1	100%	2	100%

表3 救助工作車・はしご車の整備状況

消防施設に係る救助工作車・はしご車の事項				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模消防本部では、救助工作車、はしご車等、比較的特殊な車両の保有率が低く、場合によっては、1台も保有していない例もある。</li> <li>・小規模消防本部を運営する市町村の財政規模は、一般的に小さく、消防費のうち機械器具購入費も小さくなるため、救助工作車、はしご車等、高度な車両・資機材の導入に困難を伴う場合があると考えられる。</li> </ul>				
本 部 名	救助工作車		はしご自動車	
	整備数	充足率	整備数	充足率
大分市消防局	3	100%	4	133.3%
別府市消防本部	1	100%	2	100%
日田玖珠広域消防組合消防本部	2	100%	1	50%
中津市消防本部	1	100%	1	100%
佐伯市消防本部	1	100%	1	100%
杵築速見消防組合消防本部	1	50%	0	0%
宇佐市消防本部	1	100%	1	100%
臼杵市消防本部	1	100%	0	0%
豊後大野消防本部	1	100%	0	0%
由布市消防本部	1	100%	0	0%
国東市消防本部	1	100%	0	0%
豊後高田市消防本部	1	100%	対象外	
竹田市消防本部	1	100%	対象外	
津久見市消防本部	0	0%	対象外	

表4 消防費の状況

### 消防の財政状況

・市町村の普通会計決算額に占める消防費の割合及び住民1人あたりの消防費は、小規模消防本部で大きくなる傾向にある。

市町村普通会計決算額 H28年度		消 防 費					
市 町 村 名	普通会計決算額 (百万円)	決算額の率	人口1人あたり(円) (H29.1.1住基人口)	人件費の率	人件費の率 (普通建設費抜き)	物件費の率	物件費の率 (普通建設費抜き)
大分市	170,685	2.9%	10,167	72.4%	84.1%	10.1%	11.7%
別府市	47,043	2.6%	10,353	68.7%	82.0%	11.2%	13.3%
日田市・玖珠町・九重町	53,355	2.7%	15,143	63.4%	73.1%	14.5%	16.7%
中津市	40,508	3.0%	14,289	68.8%	78.9%	13.6%	15.6%
佐伯市	43,169	3.8%	22,108	54.7%	71.5%	12.8%	16.8%
杵築市・日出町	29,217	3.5%	17,401	66.0%	71.0%	7.4%	8.0%
宇佐市	28,326	3.2%	15,652	75.5%	83.5%	9.3%	10.3%
臼杵市	21,236	4.4%	23,454	47.6%	76.2%	10.0%	16.0%
豊後大野市	24,612	3.8%	24,785	70.9%	79.7%	11.7%	13.2%
由布市	18,571	4.2%	22,398	68.6%	77.8%	12.0%	13.6%
国東市・姫島村	24,519	3.7%	29,021	65.5%	78.1%	13.8%	16.5%
豊後高田市	14,822	3.2%	20,738	73.7%	81.2%	11.5%	12.7%
竹田市	19,528	2.9%	24,437	67.4%	74.0%	13.4%	14.8%
津久見市	9,679	5.8%	30,164	50.4%	84.0%	5.9%	9.9%
県 計	545,272	3.2%	14,844	66.5%	78.5%	11.2%	13.2%

※ 日田市・玖珠町・九重町、杵築市・日出町については、消防費のうちの人件費、物件費に、一部事務組合の決算額を含む

表 5 火災の動向

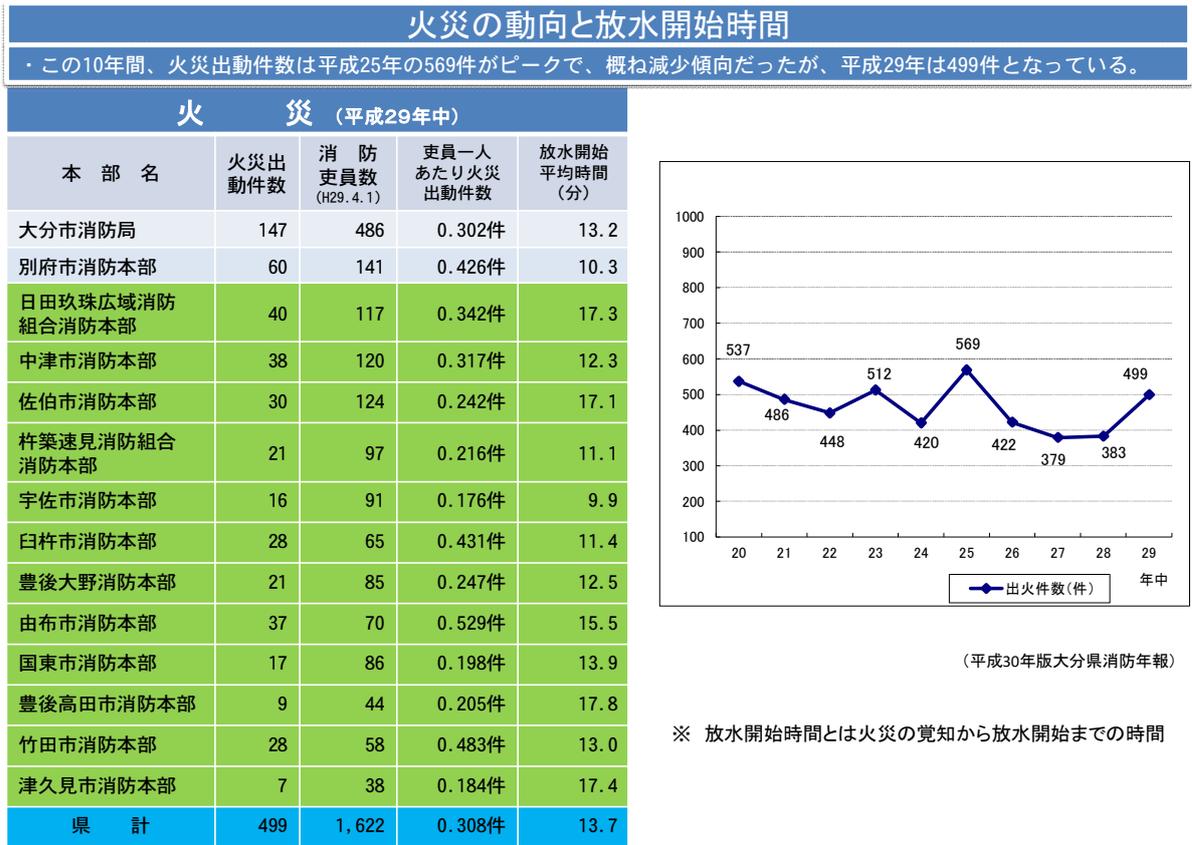


表 6 救急出動の状況

### 大分県における救急の実施状況

- ・救急業務は、県内14消防本部(18消防署)で行っている。
- ・救急隊数は60隊で、少なくとも1人が救急救命士である救急救命士運用隊である。
- ・県内の救急有資格者は1,259人で、このうち670人(53.2%)が救急隊員として従事している。
- ・消防本部の管外(管轄地域外の医療機関)に搬送した人員は、736人増(8.5%増)の9,369人で、搬送人員の管外搬送率は18.6%となっている。管轄地域と2・3次医療機関の所在地との相関で、消防本部間の差が顕著である。

**平成29年中における各消防本部の救急出動件数及び救急搬送人員**

(平成30年版大分県消防年報)

消防本部	救急出動件数(件)		救急搬送人員(人)				管外搬送率 b/a(%)	
	前年比	前年比	(a)	前年比	うち管外搬送(人)(b)	前年比	前年比	
大分市消防局	19,313	564	16,812	418	558	△41	3.3%	△0.3
別府市消防本部	6,679	136	6,034	△1	119	△12	2.0%	△0.2
日田玖珠広域消防組合消防本部	4,321	113	4,072	120	443	27	10.9%	0.4
中津市消防本部	3,929	△8	3,657	8	477	△5	13.0%	△0.2
佐伯市消防本部	3,363	111	3,129	83	503	128	16.1%	3.8
杵築速見消防組合消防本部	2,786	62	2,623	75	1,470	58	56.0%	0.6
宇佐市消防本部	3,081	141	2,956	162	815	93	27.6%	1.7
臼杵市消防本部	2,402	56	2,285	60	833	123	36.5%	4.5
豊後大野市消防本部	2,110	△3	1,995	△4	737	△29	36.9%	△1.4
由布市消防本部	1,844	36	1,714	△13	1,133	46	66.1%	3.2
国東市消防本部	1,459	△19	1,397	△6	416	20	29.8%	1.6
豊後高田市消防本部	1,425	△30	1,363	△27	680	△45	49.9%	△2.3
竹田市消防本部	1,430	△47	1,348	△64	874	372	64.8%	29.3
津久見市消防本部	1,168	21	1,102	19	311	1	28.2%	△0.4
県 計	55,310	1,133	50,487	830	9,369	736	18.6%	1.2

図3 救急出動の推移

救急出動件数及び救急搬送人員の推移

- ・平成29年中の救急出動件数は、前年に比べ1,133件増(2.1%増)の55,310件となっている。
- ・搬送人員は、前年に比べ830人増(1.7%増)の50,487人で、出動件数及び搬送人員ともに過去最高となった。

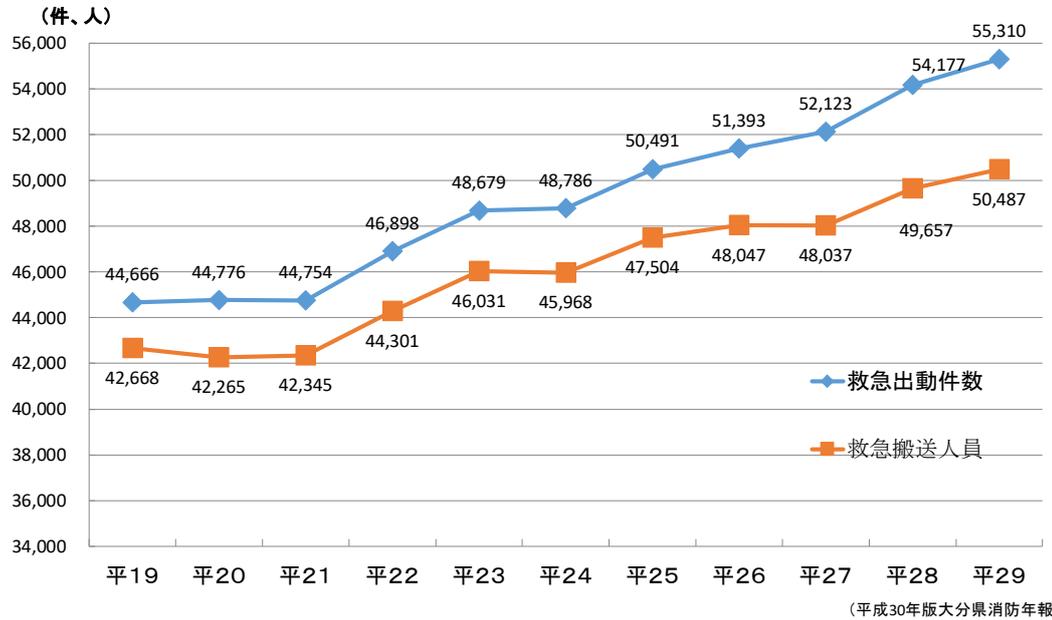


図4 救急業務に伴う平均所要時間

救急車の現場到着平均所要時間及び病院収容平均所要時間(平成29年中)

(平成30年版大分県消防年報)

消防本部	覚知から現場到着するまでの平均所要時間(分)	前年比(分)	覚知から病院収容するまでの平均所要時間(分)	前年比(分)
大分市消防局	6.8	0.1	29.1	0.7
別府市消防本部	7.5	0.4	28.4	0.0
日田玖珠広域消防組合消防本部	10.5	△0.3	44.8	△1.1
中津市消防本部	8.7	0.1	36.9	△0.6
佐伯市消防本部	10.9	△0.2	42.4	0.4
杵築遠見消防組合消防本部	10.9	0.5	41.9	0.7
宇佐市消防本部	8.5	0.1	39.3	1.2
臼杵市消防本部	7.7	0.2	33.9	0.7
豊後大野市消防本部	9.1	0.2	42.5	0.4
由布市消防本部	8.5	0.0	41.9	1.2
国東市消防本部	7.6	△0.3	47.0	△1.4
豊後高田市消防本部	8.4	0.1	38.0	△0.6
竹田市消防本部	10.2	0.2	41.1	△1.6
津久見市消防本部	10.5	1.3	38.8	1.1
県計	8.3	0.2	35.4	0.2

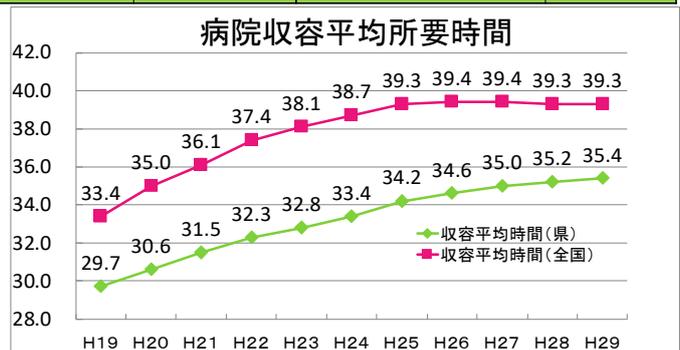
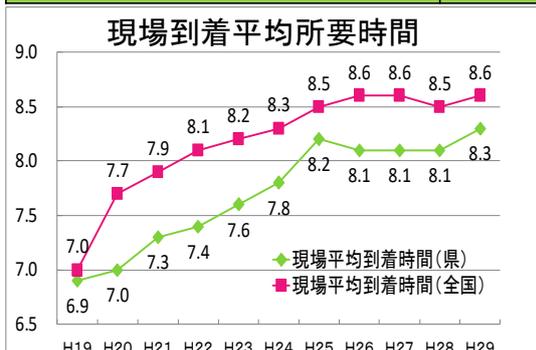


図5 救急医療圏及び救急医療連携体制

## 大分県の救急医療体制について

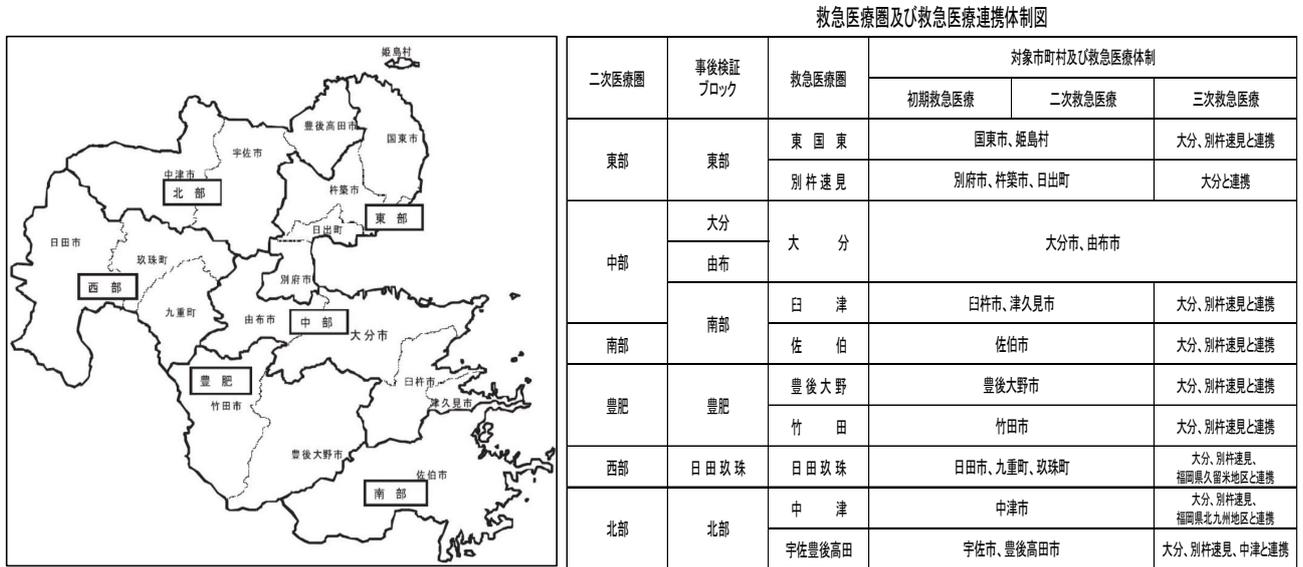
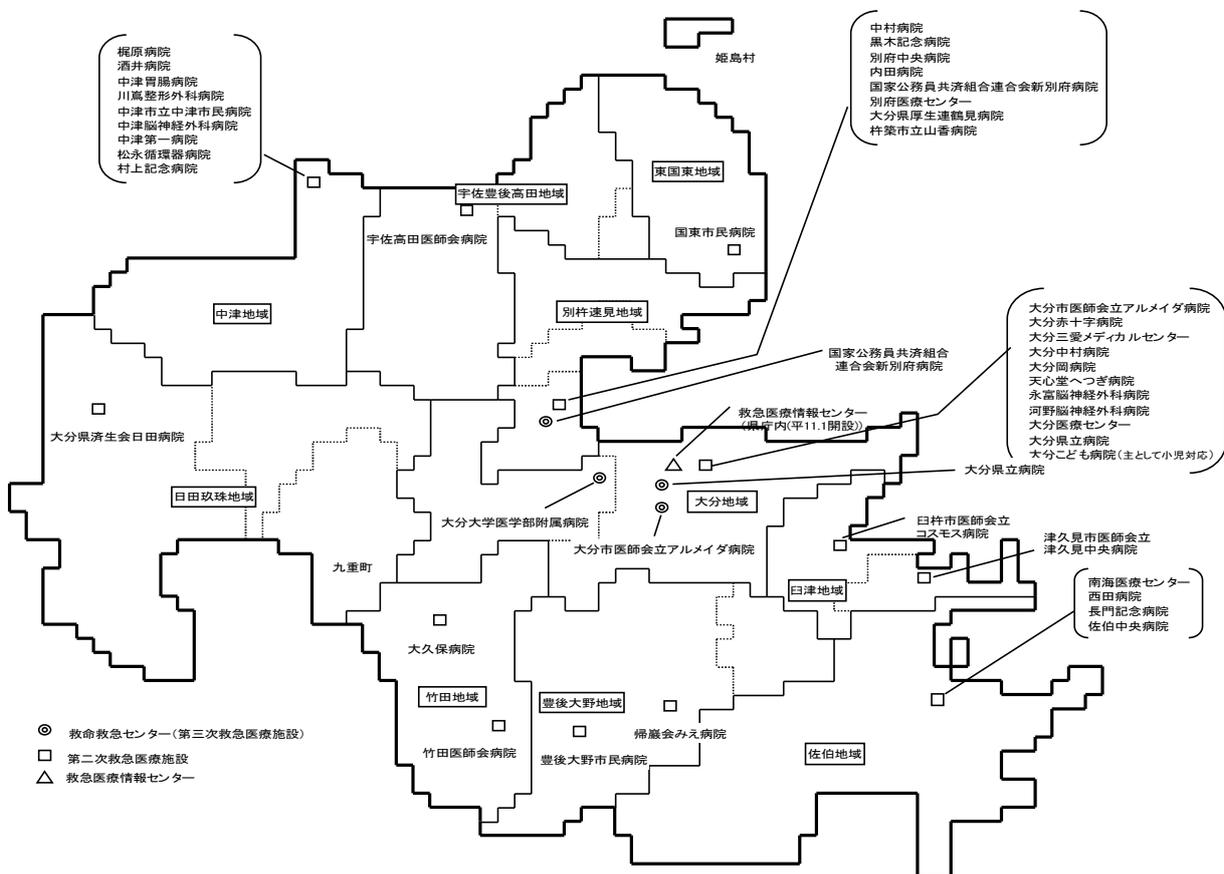


図6 救急医療体制

救急医療体制図(平成30年5月1日現在)

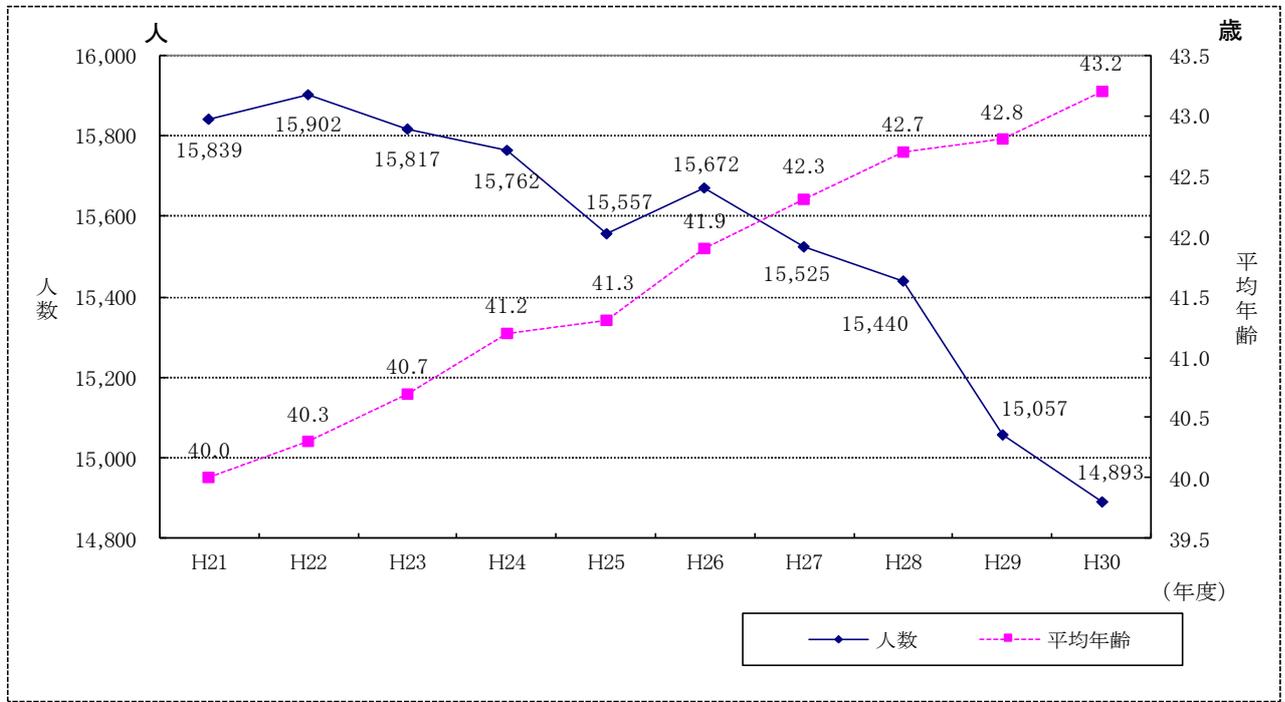


## 図7 消防団員の状況

- ・消防団員は年々減少し、平均年齢は上がっている(平成30年4月現在で14,893人、43.2歳)。
- ・年齢構成をみると、40～44歳が最多で、40歳以上が全体の約6割を占めている。

消防団員の推移

(平成30年版大分県消防年報)



消防団員の年齢階層別構成(平成30年4月1日現在)

(平成30年版大分県消防年報)

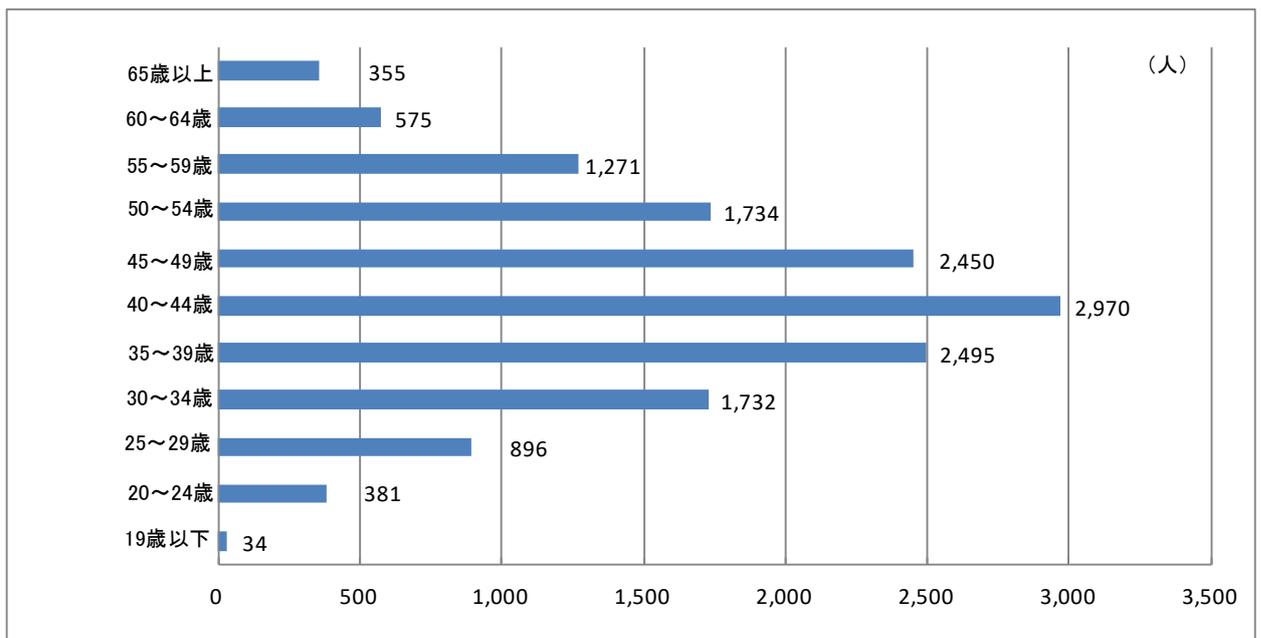


表7 今後の人口動態

今後の人口動態の変化(高齢化と支え手の減少)

- 医療費・介護費に大きな影響を与える後期高齢者数は2030年まで大幅増加、その後ほぼ横ばいが続き、2040年ごろから再び増加。
- 一方で保険制度の主たる「支え手」となる20~74歳の人口は、今後中長期的に大幅な減少が続く。
- 「支え手」に関しては、高齢者や女性の労働参加を促していくことが重要。しかし、仮に労働参加率の上昇を想定したとしても、2030年以降、労働力人口は大幅に減少。

◆ 中長期的な人口の変化(1年間あたり)

	2022-2025	2026-2030	2031-2040	2041-2050	2051-2060
全人口	▲57万人	▲68万人	▲82万人	▲90万人	▲91万人
75歳以上(後期高齢者)	+75万人	+22万人	▲5万人	+18万人	▲30万人
20-74歳	▲107万人	▲67万人	▲58万人	▲93万人	▲71万人

注: 団塊の世代が後期高齢者になり始める(2025年), 団塊の世代がすべて後期高齢者になる(2030年), 団塊ジュニアが後期高齢者になり始める(2040年)

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位) 総務省「人口推計」

図8 全国と大分県の将来人口推計

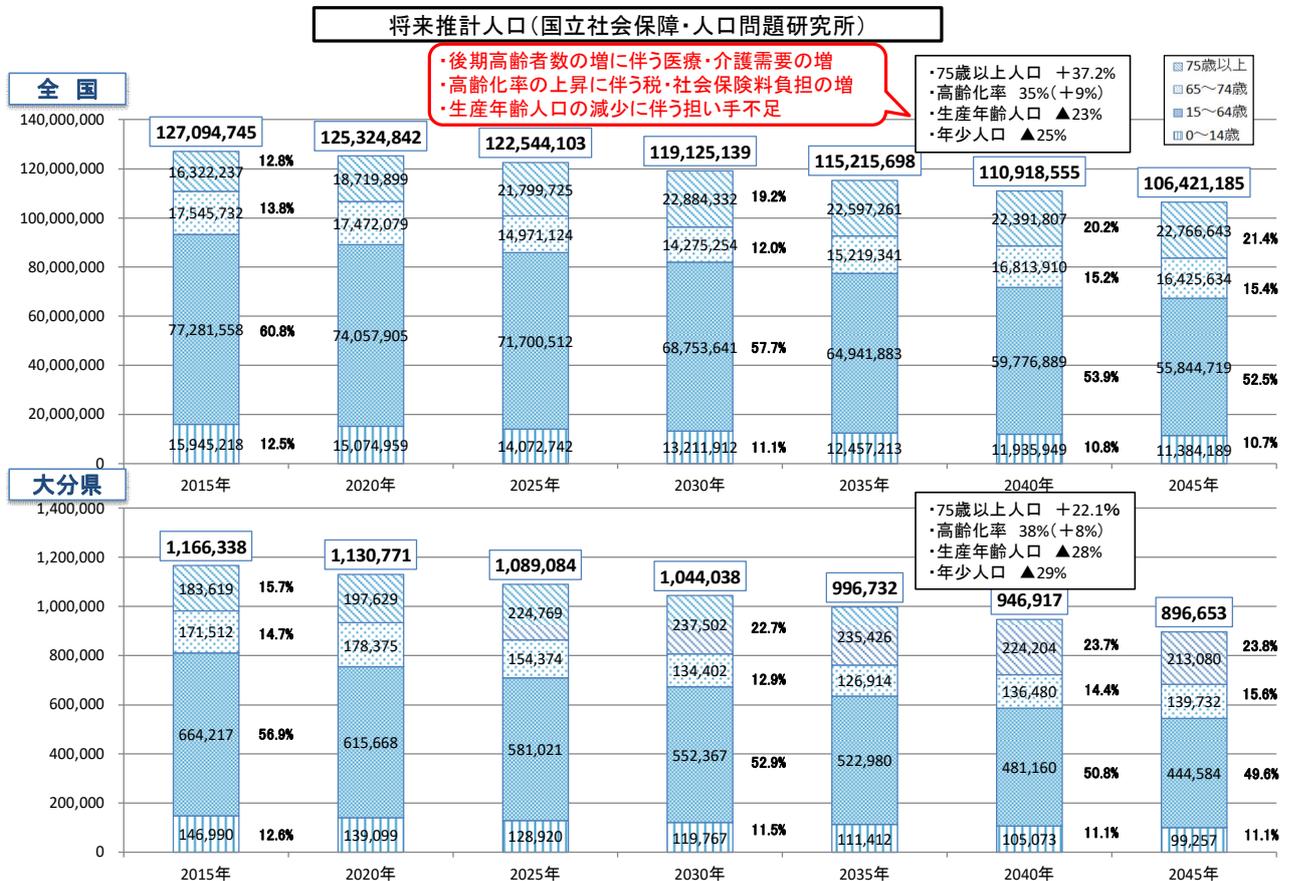


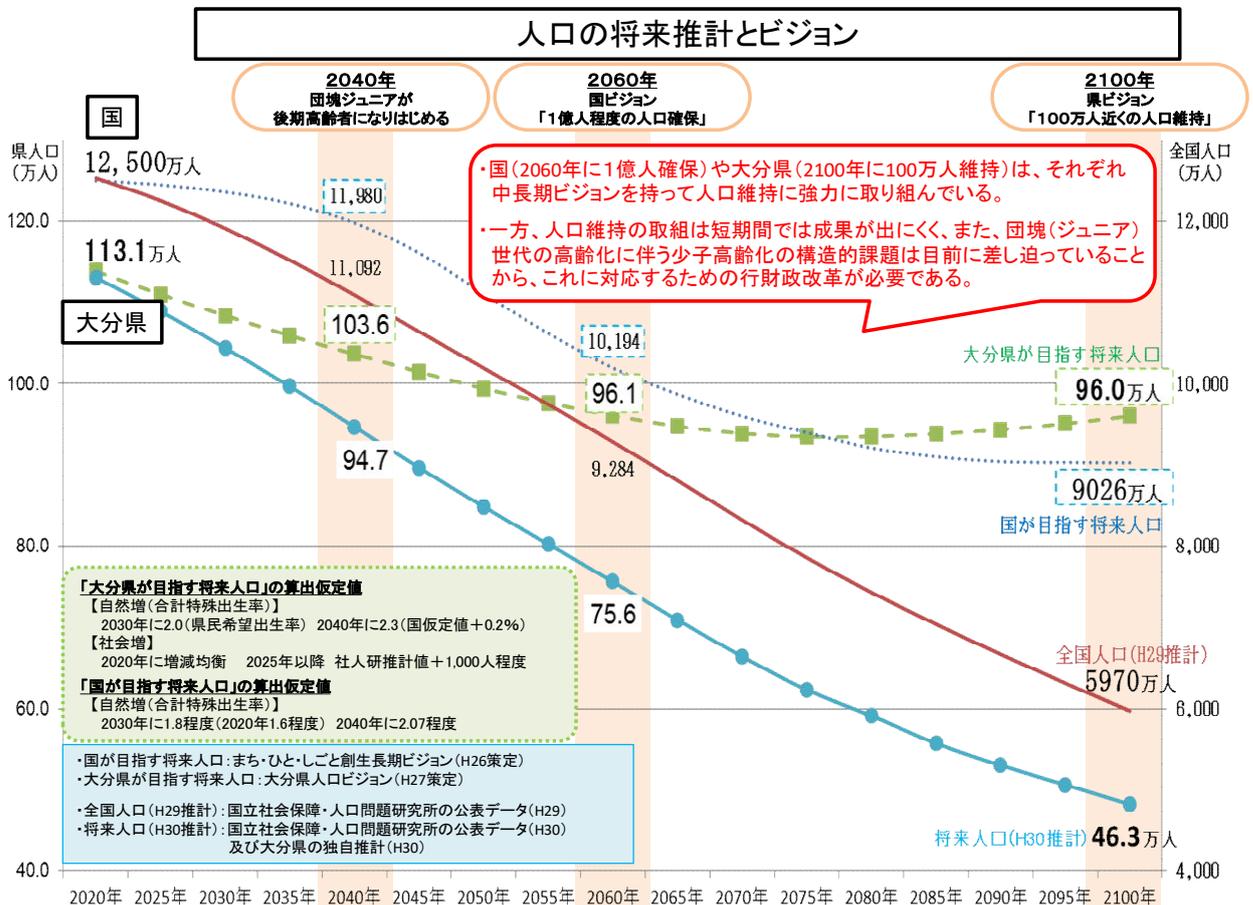
表 8 人口段階別市町村の動向

2015年人口	人口増減率							
	増加	0～▲10%	～▲20%	～▲30%	～▲40%	～▲50%	～▲60%	▲60%～
100万人～	(3団体)	(6団体)	(2団体)					
50～100万人	(6団体)	(8団体)	(10団体)					
20～50万人	(17団体)	<b>大分市</b> (36団体)	(25団体)	(12団体)	(1団体)			
10～20万人	(19団体)	(34団体)	<b>別府市</b> (59団体)	(31団体)	(8団体)	(1団体)		
3～10万人	(41団体)	(63団体)	<b>中津市</b> <b>由布市</b> (98団体)	<b>宇佐市</b> (150団体)	<b>日田市、佐伯市、臼杵市、杵築市、豊後大野市</b> (117団体)	(27団体)		
1～3万人	(21団体)	(21団体)	<b>日出町</b> (40団体)	<b>豊後高田市</b> (87団体)	<b>玖珠町</b> (134団体)	<b>津久見市</b> <b>竹田市</b> <b>国東市</b> (107団体)	(18団体)	(1団体)
1万人未満	(5団体)	(12団体)	(21団体)	(51団体)	<b>九重町</b> (120団体)	(149団体)	<b>姫島村</b> (99団体)	(22団体)

・小規模市町村ほど人口減少が加速。  
・大幅な人口減少により、中山間地域で集落の維持や従来の行政サービスの維持が難しくなるおそれ。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3)」から作成、( ) 数値は該当の市区町村数(全国)

図 9 人口の将来推計とビジョン



## (参考) 計画策定にあたって

今回、本計画を策定するにあたり、まず各消防本部で、消防力の現状と分析を見える化する「消防力カード」を作成した。

そのうえで、平成30年9月下旬には、県生活環境部長を会長とし、委員として、市町村、常備消防や消防団、住民の代表に学識経験者等も加わった「大分県消防広域化推進計画策定協議会」を設置（H30.9.28）、同じく10月中旬には、その下部組織として、各消防（局）長を委員とする広域化検討部会も設置（H30.10.12）し、検討・協議を重ねた。

この間、各市町村長、消防本部等とも意見交換し、さらに、県民意見を募集するパブリックコメント等を実施したところである。

## 1 消防の広域化についての検討・協議の概要

こうした幅広い検討・協議により、消防の広域化については、次のような状況認識が得られた。

- ・ 今後の人口減少、財政的制約については、どこも楽観視していない
- ・ 高齢化の進展に伴い、全般として救急需要も増大する見込みである  
ただし、高齢化の進展は、小規模な市町村で早い傾向にあり、市町村によっては、既に高齢者の増加ピークを過ぎたとの見立てもある
- ・ 現在の消防職員の年齢構成には偏りがあり、今後再任用、定年延長等も検討せざるを得ないとか、一部には新規採用に不安があるとの声もある

他方で、どの市町村も、住民の生命・身体・財産を守る消防の使命を重視し、現在の枠組みでの消防力の維持・強化に努めている。旧計画策定後10年間を振り返ってみても、例えば、いわゆる平成の大合併を経験しながらも、消防職員は100人程度増加し、消防車両等の整備水準も維持している。

また、消防の広域化に対しては、次のような懸念もある。

- ・ 広域化を進めるには、人員配置や処遇、財政負担等条件整備が不可避  
これには、比較的小規模な消防本部、比較的大規模な消防本部それぞれに負担感がある
- ・ 国の財政措置も期待できる県知事による消防広域化重点地域の指定には、「今後、十分な消防防災体制が確保されないおそれがある市町村を含む地域」と認められることという条件があるが、消防力の維持・強化に注力している市町村にとっては、その指定に抵抗感がある
- ・ 広域化を進めると、かえって現場対応力の低下を招くのではという不安がある
- ・ 現場対応力という観点からは、常備消防以上に消防団の方が心配である

以上、現在の枠組みでの消防力の維持・強化には不安があり、今後、中長期的には広域化の議論も避けられないとの認識が大勢である。

他方で、広域化する市町村の組合せや年限を定めた取組について具体的に議論するのは時期尚早との抵抗感もあるように見受けられる。

## 2 消防の連携・協力についての検討・協議の概要

今回策定する本計画からその取り扱いが追記される消防の連携・協力についても、同様に幅広い検討・協議により、次のような状況認識が得られた。

- ・各消防本部が指令業務に使用する機器の整備費は高額で、現行でも総額40億円超となっている
- ・現行機器の整備時期の開きにも留意する必要があるが、その耐用年数は概ね10年程度とされ、大半が令和5～8年頃に更新時期を迎える  
特に佐伯市では、更新時期が令和3年度と間近で、機器更新には通常数年要することを考慮すると、検討に使える時間は限られている
- ・沿岸地域での南海トラフ地震による被災等、大規模・広域災害への備えから、指令業務の共同運用への要請が高まっている
- ・機器更新で連携・協力すれば、スケールメリットによる総費用の削減と高度なサービスの提供の両立が期待できる
- ・令和6年4月1日までに機器を共同更新すれば、国の財政措置もあり、さらに大幅な負担軽減が期待できる

ただし、指令業務を広域で一元的に共同運用する場合に、このシステムを遠隔地でバックアップするのは、現在の技術では困難とのことである。

また、指令業務の共同運用に対しては、次のような懸念もある。

- ・整備する機器のグレードによっては、比較的小規模な消防本部の財政負担は、期待するほどには減らない可能性もある  
場合によっては、サービスの高度化と引き換えに負担増となる可能性もある
- ・比較的小規模な消防本部では、指令業務に特化した専任の人員が配置されていない場合があり、兼務負担が軽減されても、現場再配置にはつながらない可能性もある

その他の連携・協力については、消防用車両の購入、高度化・専門化する消防サービスを担う人材の育成、相互応援体制の強化等につき検討する必要性が認識されている。

以上、指令業務の共同運用では、機器更新時期の開きに留意し、期待される効果についても、比較的小規模な消防本部に過度の期待を与えないように配慮する必要があるが、今後、具体の検討・協議に移る意義は充分にある。

その他の連携・協力についても、今後議論される可能性がある。

